

かわちのタイムス

2018.8.1発行 No. 34

かわちの社労士事務所
社会保険労務士 喜多裕明

〒577-0012 東大阪市長田東 2-3-22-601

T)06-6785-7133 F)06-6785-7133

E-mail: info@kawachino.org

URL: http://kawachino.org

もらえたらいいね!

雇用保険助成金

●受給実績は2500万円に

かわちの社労士は開業以来、約40社の雇用保険助成金を代行し、受給実績は2500万円に達しています。

●医院・美容院・お店なども

業種別では介護・建設・製造が多いものの、整骨院、歯科医院、美容院、メディカルサロン、喫茶店など多岐にわたります。

●人気は「キャリアアップ」「人材開発」

やはり使いやすいキャリアアップ助成金、人材開発助成金の依頼が多いのですが、建設労働者技能実習、労働者が高年齢者・母子家庭の母等の場合の助成金も代行しています。

★かわちの社労士に依頼する場合

お客様とお会いして、「もらえる可能性」「手続きの流れ」「報酬について」をご説明。「他のどこよりも手頃な価格設定」を心掛けています。



「労働条件自主点検表」が届いたら… 36協定の届出がポイント

36協定とは、残業や休日出勤をするための協定です。労働者を一人でも雇い、1時間でも残業させる場合には届出が必要です。このことを定めている労基法第36条からつけられた通称です。

この36協定について、2年前の調査で約170万事業場に

が提出していないことがわかり、今年から未届事業場に対しての大規模な調査が実施されることとなりました。

東大阪労働基準監督署長から直接聞いた話によると、「政府は、この36協定未届事業場に対する相談指導事業を民間に委託することにした。労働

条件自主点検表の送付リストの作成、送付準備に時間がかかるので、実際に動き出すのは秋以降になる」とのことでした。

いずれにしても、近いうちに労働条件自主点検表が大量に送付されます。内容は下記のとおりで、就業規則の作成が義務付けられている事業場（常時雇用労働者が10人以上）は、特に対策が必要です。

就業規則・36協定の作成・届出、ご相談は、かわちの社労士へ！

労働条件自主点検表

- I 労働時間、時間外労働に関する事項
 - 1. 所定労働時間
 - 2. 所定休日
 - 3. 時間外労働・休日労働に関する協定
- II その他労働条件に関する事項
 - 1. 労働条件の明示
 - 2. 最低賃金
 - 3. 就業規則

調査スケジュール

- ◆労働条件自主点検表の送付
↓ 期限内に返信がない事業場に電話・書面で督促
- ◆回収した点検表の結果の分析
↓ 集計・データ化し、労基法等に適合するかを分析
- ◆調査対象事業所の選定
↓
- ◆集団的な相談指導の実施
↓ 点検表を未提出・指導が必要と判断した事業場
- ◆戸別訪問による相談指導の実施
集団的な相談指導を受けなかった事業場

文楽 だからおもしろい (人形浄瑠璃) vol.6

さんじゅうさんげんどう むなぎのゆらい
『 卅三間堂棟由来 』
おおとうのみや あさひのよらい
『 大塔宮曦鎧 』
(国立文楽劇場)

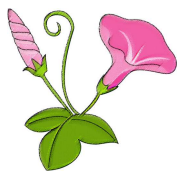
●「夏休み文楽特別講演」の初日、第2部名作劇場の2作品を観賞しました。

●後白河上皇が建立した京都・東山の三十三間堂は「通し矢」で有名ですが、頭痛持ちの上皇が頭痛平癒のため、お堂の梁に柳の大木を使用したという伝承があります。

その言い伝えをモデルにした『卅三間堂棟由来』は、柳の精が人間の女性（お柳）となって登場します。

柳の大木が伐られることになって、お柳は夫（横曾根平太郎）、息子（みどり丸）、老母に別れを告げて去ります。切り倒された柳の大木は運ばれる途中、お柳の思いが残って動かなくなりますが、平太郎父子が唄う木遣音頭によって、やすやすと引かれてゆくのでした。

このクライマックスが人形浄瑠璃にピッタリで、人気作品であるのがわかります。



●『大塔宮曦鎧』は近年復活した古典演目で「身替り」がテーマです。『菅原伝授手習鑑』を書いた作者の最初の作品と聞けば、合点がいきます。同じ「身替り物」でも本作の方が随分趣向がこらされています。

主役の斎藤太郎左衛門は60歳くらいの白髪頭の老将で、けっこう魅力的な人物。

ただ、孫を若宮の身替りにするというのは、いくら武士の誉れといっても、感情的に受け入れ難いところ。現代の「児童虐待」の方がはるかに陰湿ともいえますが。

筆者が代表を務める社労士の自主研究会の講師の方（障害者就労支援団体の役員さん）と、懇親会で「社労士とは」を語り合う機会がありました。「社労士は大阪に何人位いるんですか」「社労士業界の現在の課題は何ですか」「社労士事務所で大手とはどのくらい

の規模ですか」等々、次々の質問が。（答えは下記参照）「社会保険労務士法は今年で五〇周年を迎えました」と伝えると、やや驚いた様子で、「まだ五〇年ですか」と率直な反応でした。五〇年は長いようで、自分の年齢よりも短いのです。

他の士業では、弁護士法・司法書士法・行政書士法・税理士法が昭和24年から26年に制定されているのに比べ、社会保険労務士法は1968（昭和43）年と後発です。3年前、心無い社労士が書いた悪質ブログ「社員をうつ病に罹患させる方法」が批判を呼び、懲戒処分されました。「ブラック社労士」ではなく、労働・社会保険に関する法律、人事・労務管理の専門家としての社労士の「イメージアップ」が求められます。

五〇周年に想う 社会保険労務士法制定

【質問の答え】

- 大阪府の社労士は約4000人、うち開業しているのは2000人余り。
- 筆者は、社労士の「認知度の向上」が業界の最大の課題だと思えます。
- 社労士法人をのぞくと、社労士が複数いる事務所はそれほど多くありません。

※「働き方改革」シリーズは、お休みします。

▼大阪府北部地震、西日本豪雨災害、記録的猛暑、逆走台風と自然の猛威が続く今夏。ただし、地震以外は人災の側面が強く、毎年は発生する危険性が否めません。
▼先日、母校ラグビー部の創立九〇周年記念行事に参加しました。現役当時の監督・コーチの方々も出席され、お元氣な様子でした。軽量フォワードだった私も年齢とともに増量しています。

編集後記